

告 示

埼玉県行田県土整備事務所長告示第二十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和四年九月九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和四年九月九日

埼玉県行田県土整備事務所長 酒 井 敦 司

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 羽生外野栗橋線
- 三 道路の区域

| 新 | 旧 | 旧 新 別 |
|--------------------------------------------------|------------------|-----------------|
| 加須市大越字八丁目八三五番三 地先から 加須市大越字八丁目八三五番三 地先まで | | 区 間 |
| 一四・〇〇〇 一四・〇〇〇 | 一〇・五〇〇 一〇・五〇〇 | 敷地の幅員 (メートル) |
| 二五・〇〇〇 | | 延長 (メートル) |
| | | 備 考 |